

平成 29 年 9 月 11 日 日本学術会議主催の公開シンポジウム  
「設計者・コンサルタントを対価の多寡で選んで良いのか  
知的生産者の公共調達に関わる法整備 ― 会計法・地方自治法の改正 ―」

都市計画コンサルタント協会からのメッセージ（松田副会長から発表）

・都市計画コンサルタント協会は、前身の協議会が昭和 42 年設立、昭和 49 年から公益法人として活動しており、現在、会員企業は、118 社。文字通り、都市計画に関わるコンサルタント業務を行う企業からなる一般社団法人である。

・都市計画業務は、業務の着手段階ではその内容や検討方法等が固まっておらず、状況に応じて内容を随時企画・提案して遂行していく、いわば「非定型業務」が大半。

・すなわち、都市計画業務の性格として、

1. 公共工事の川上に位置して、各種の条件を詰めて一定の方向や計画を見出す業務
  2. 計画策定に加えて多様な主体との折衝や交渉によって計画の実現可能性を求める業務
  3. 多様な関係者と協議調整して計画や整備方法等を見出す業務
- の 3 点がある。

・従って、都市計画業務の多くは、今回の提言の中で、まさに、知的生産業務とされているものに該当すると考える。

・以上のように、都市計画業務はその大半が非定型業務であることから、コンサルタントの選定は価格競争による方法にはなじまないとして、当協会では従来から技術競争による受託者の選定を要望してきた。

・平成 20 年度、当協会では都市計画に関わる他の 3 団体（日本都市計画学会、都市計画協会、NPO 法人日本都市計画家協会）と共同で、「都市計画業務発注方式のあり方研究会」を設置して、「都市計画業務の発注ガイドライン」を策定公表。

・この中でも、先にも述べた都市計画業務の性質から、都市計画業務に携わるコンサルタントの選定は、価格競争による方法にはなじまない場合が多く、プロポーザル方式を基本とした発注方式が望ましい旨の提言をしている。

・また、平成 25 年度 4 月に策定・公表した当協会のビジョン「新たな時代の都市づくりに向けて」においても、『適正な報酬を基本として適切なコンサルタントを選定し、能力を発揮する環境を整える必要がある』としているところ。

・一方、国土交通省都市局においても、平成 26 年度、研究会を設け、「質の高い都市計画行政を推進するための、民間の都市計画実務専門家との連携について」検討し、とりまとめが行われた。

・この中で、まちづくりにおいて、民間都市計画実務専門家、すなわち都市計画コンサルタントが担うべき役割として、

1. 都市の現状を診断し、課題や対応方策を示すホームドクター、
2. 地域の合意形成や民間・他分野との連携を戦略的に進めるコーディネーター、
3. 全体を俯瞰する視点と専門的な知見を活かして政策・戦略を提案する政策アドバイザー

の3点を挙げている。

・さらに、このとりまとめの中で、「都市計画関連業務は幅広く、定型化が難しい少量・オーダーメイドの業務であり、必ずしも価格競争ではなく、必要な知識・経験を有する都市計画コンサルタントを適切に選定することが業務の質を確保する上で重要である。」と指摘。

・平成17年に施行され、その後平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（通称、品確法）などにより、国直轄の都市計画業務については、その多くがプロポーザル方式によるものとなっている。

・しかし、わが国の都市計画業務の大半を占める地方公共団体発注業務は未だ大半が価格競争による発注となっているのが現状。

・平成28年度の会員企業に対する調査によれば、回答のあった会員企業65社の平成27年度の都市計画関係業務の受注状況について、地方公共団体からが、61.5%、国の機関からが12.6%。

・一方、会員企業の受注を発注方式別に見ると、国発注のものでは、44.1%がプロポーザル方式、39.2%が総合評価であるにもかかわらず、公共団体発注のものでは、プロポーザル方式はわずか8.7%で、71%が競争入札となっている。

・以上のことから、今般の学術会議でのご提言、価格競争方式から技術により競争するプロポーザル・コンペ方式によって選定する「知的生産者の公共調達に関わる法整備」については、都市計画コンサルタント協会としても賛同するものであり、これを早急に実現する必要があると考えている。